

「1日8,000歩以上で健康づくり」

利用規約

①対象

本事業の対象者は、奈良市に居住し、かつ本市に住民票を有する20歳以上の方です。ただし、当該年度において20歳に到達する奈良市民も対象です。

②参加申し込み

本事業への参加を希望する方は、奈良市活動量計事業参加申込書（第1号様式）を奈良市ポイント運営事務局へ、郵送・FAX・インターネットのいずれかで提出してください。

参加費用の振り込みを確認後、活動量計を配付します。振込の先着順で1,000人限定です。

③参加費用

参加者は、参加に係る経費として活動量計代金2,500円を負担していただきます。また振込や送付にかかる費用も実費負担となります。

④参加期間

配布した年度内（活動量計が届いた日から、その年度末日まで）とします。

※事業への参加は年度末で終了します。次年度からは、個人でタニタのシステム（データの引継ぎ不可）に加入し、活動量計の記録をすることが出来ます。（無料～ID利用料等自己負担あるものあり）

⑤歩数の確認

30日以内ごとに、専用カードリーダー（健康増進課、市役所分室、全国のローソンのLoppi）で歩数等を読み込ませてください。健康応援ネット「からだカルテ」のサイトで歩数等を確認できます。

⑥ポイント付与

事業で使用する活動量計にポイントが付与されます。付与の種類は以下の通りです。

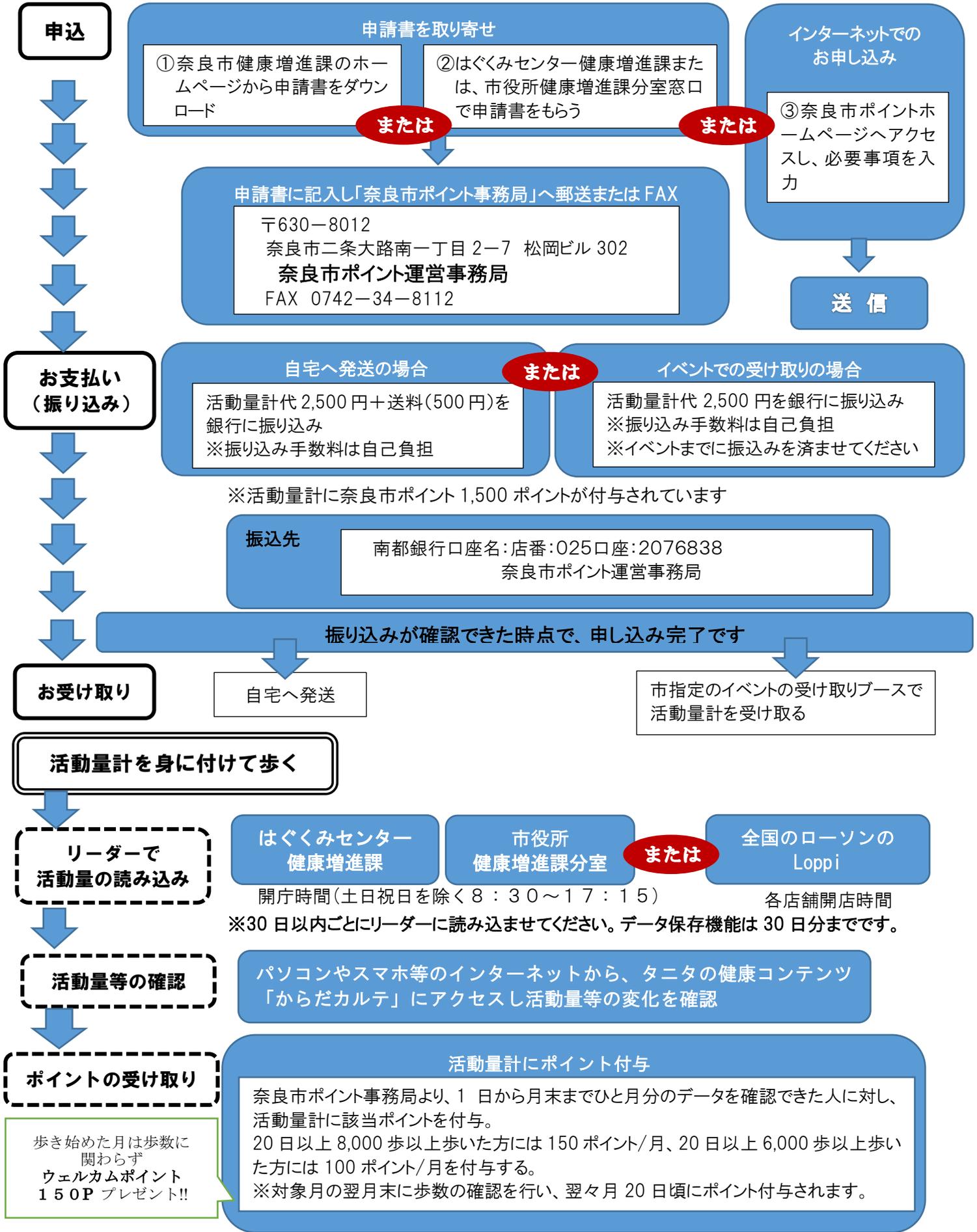
- ・活動量計が届いた時、費用の補助として1,500P
- ・活動量計を使用し始めた月は、歩数に関わらずウェルカムポイント150Pプレゼント
- ・開始月翌月より1ヶ月間のうち20日以上8,000歩以上歩いた方には150ポイント/月、20日間以上6,000歩以上歩いた方には100ポイント/月を付与します。

⑦活動量計の管理

- ・活動量計の所有権は、受領とともに参加者に帰属するものとし、参加者は善良な管理のもと活動量計をお取り扱いください。
- ・参加者が活動量計を破損（落とす・踏む・洗濯する等）した場合は、修繕にかかる費用は参加者負担となります。
- ・第三者に貸与・譲渡しないでください。譲渡等が発覚した時は、参加登録を取り消します。

「1日 8,000 歩以上で健康づくり」利用の流れ

対象者:20 歳以上の奈良市民(先着 1,000 人)



※ポイントは活動量計のみに入り、他のカードには入りません。
※事業への参加は、平成 29 年 3 月末までです。